

避難指示解除準備区域（浪江町）から関東地方に避難を余儀なくされた申立人ら（父母、子2名）の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、①申立人父について、上肢機能の著しい障害等の事由により身体障害等級3級（後に2級）であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金137万円を除く。）が、②申立人父の上記障害等のために、高校入学等を機に福島県に帰還した申立人子らと共に申立人父母は帰還することができず、家族別離状態となったことを考慮し、別離状態が生じた平成23年4月分から平成25年3月分まで及び平成26年4月分から平成29年3月分まで月額3万円が、③申立人母について、申立人父を介護しながらの避難であったことを考慮し、平成23年3月分から平成30年3月分まで月額3万円（ただし、既払金19万円を除く。）が、それぞれ賠償された事例。

全部和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1，同X2，同X3，同X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 申立人X1

損害項目	精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分
期 間	自平成23年3月 至平成30年3月
金 額	金298万円

(2) 申立人X2

損害項目	精神的損害（日常生活阻害慰謝料）増額分
期 間	自平成23年3月 至平成30年3月
金 額	金236万円

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目（同項記載の期間に限る。）に対する和解金として、金534万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人ら及び被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年1月8日

(仲介委員 花崎 浜子)